

令和5年度三川町創業支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における新たな創業を促進し、産業振興を図ることを目的として、創業する個人に対し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「創業」とは、事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人等を設立し事業を開始することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に三川町において創業する者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 創業することが確実であり、3年以上継続して事業を行う見込みがある者
- (2) フランチャイズ事業により開業する者でない者
- (3) 許認可等を必要とする業種にあつては、当該許認可等を受けている又は受ける見込みがある者
- (4) 出羽商工会会員又は出羽商工会へ加入申込書を提出し受理された者
- (5) 市町村民税の滞納がない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業でない者
- (7) 政治活動及び宗教活動を行う者でない者
- (8) 暴力団又は暴力団員、及び暴力団員が役員である者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない者
- (9) その他町長が適当でないと認める者でない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1に定めるものとする。

- 2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 国、県及び町等から交付を受ける他の補助金等と重複する経費は、補助対象経費としない。
- 4 この補助金は、同一補助事業者に対して1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年3月31日までに令和5年度三川町創業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画（様式第2号）
- (2) 事業の内容及び経費が分かる書類（カタログや設計図、見積書等）
- (3) 市町村民税の直近の納税証明書
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、令和5年度三川町創業支援事業費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して20日を経過する日又は令和6年4月10日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければ

ばならない。

- (1) 事業実績（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類（請求書、領収書等）
- (3) 補助対象事業の実施完了が分かるもの（状況写真、広告チラシ等）
- (4) 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- (5) 税務署へ提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7条 町長は、補助金の交付請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、申請者が虚偽の申告により補助金の交付を受けたときは、交付した補助金を返還させることができる。

（書類の保管）

第9条 補助金の交付を受けた者は、交付に係る証拠書類を、交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。